

義俠高野忠右衛門翁略傳

塩路 吉太郎 撰修
井上 豊太郎 補正

義俠高野忠右衛門翁略傳

塩屋村公民館

は し が き

中華民國の古典の一つである詩経と云う書物の中に「蔽芾^{へいし}たる甘棠^{あまなし}剪^きること勿^{なか}れ、伐^うつことなかれ、召伯の茝^をりし所」と記されてある。むかし周という国の主侯で聖人とあがめられた文王、その子召伯も父についてよき政治をとったので、周の国民は召伯の徳になついて召伯をあがめ敬慕した。この詞はこんもりとしげっている甘梨の一枝もきるまい、それは召伯様とゆかりの深い木だ、召伯様のお休みなさった所だと、永久に召伯の徳行を敬慕した詩句である。今塩屋村公民館が発止して一郷の義人高野忠右衛門翁の遺徳を顕彰する一舉は、周人が一株の甘梨を大事に保存したのと同様、まことに奥ゆかしひことと申さねばならない。

志士仁人身を殺して仁を成す意

忠右衛門翁の行動より何を學ぶべきか

論語に「志士仁人は生を求めてもつて仁を害することなく、身を殺してもつて仁を成す」と記されている。世界の聖人と称せられてその教旨が永年東洋の社会道徳を支配して来た儒教の元祖孔子の詞である。ここに仁とは人の人たる道で仁義とも云い、義は正義で正しい道を指す。この人の人たる道をまもるためには一身一家の利害などは眼中におかずに、勇敢に生命をすてゝでも精進するとゆう事をであり、一もつて文を貫くともいつている次第である。只実際にあたつて生をすてゝ義をとるとゆうようなことは余程修養の出来た者か、また意思力の強い者でないかぎりできない行である。人間には慾望がある。この慾望の純化せざる迷妄から利己主義が生まれて、私の利慾のまゝに行動するとき、そこには動物の世界があつて、人倫の社会は存在しないことになる。私益を犠牲にして公共のために力をつくす処に人としての行があり尊敬さるべきものがある。高野忠右衛門翁が郷村のためにはかつて行動した漁業權の確認のことが、一朝所期の目的に反した結果、公衆の目前で自決して村民の心に強き刺激をもつてその覺惶をうながした行爲は全く志士仁人身を殺して仁を爲す稀有の事例であるが、よりよき理解をこのことにもたないとさまざまな誤解を生む恐れがある。

よりて二、三の点に於て解説を加えておきたいと思う。

忠右衛門翁の任侠の意義

基本生活權の伸長行爲

人は信義を重んじなければならぬ

昔から義侠と称せられる人の多くは、民權の擁護伸長のために闘つた。大抵は身を殺して仁を成した結果になり、後日神や仏に祀られたりしている。民權民意の伸長にかゝることが多い結果、相手は国の權力者に対

しての抗争である場合が多い。佐倉宗五郎でも高野の義人でも同じである。我が高野忠右衛門翁の場合は時代もちがい、相手は官権ではなく隣接の村浦濱之瀬（現松原村浜之瀬）であり、其の争の内容は漁場の境界線が何処かと云う事である。けれ共自村の權益の主張たる点に於ては同じである。由来漁場の境界争というものは甚だ解決の至難な問題である。海上には境界を表示すべきものが少いからである。

塩屋浦の浜は南方に岬が突出している地形の關係上、浜は北西に向かつてひらけてをる形でありこれに併行している。浜の瀬浦は浜が西南にひらけている形であり、互に相隣接してをる關係上その延長線の交叉するあたりで、境界の相衝突するものが存在する道理、ここにその境界とすべき日高川口が存在し、その北側が浜の瀬・南側が塩屋とそれでよいわけであるが、この川口は常に一定する所がなく、大抵塩屋浦に不利益に南流する傾向にある。これは日高川北岸は御坊町で、その堤防は町の安住線であるために絶えず修築して河流の氾濫を防止してをる。こうした事情で日高川口は一里位の上流から南流の姿勢をとってをる。故に水流は自然塩屋浦の砂浜を荒廃せしめて、地曳網などの操業も不自由なものになすおそれがある。ここに一定地域の砂浜を確保することは、たえず日高川の水流を海波の脅威によつて荒廢に販するおそれがある。塩屋浦漁場の權益保護の上から忠右衛門の舉措は當然の措置であり、決して自村の利益のみを眼中においての行動ではなかったものを承知することができるのである。日本人は元来卑劣な国民で、公事訴訟などは事の如何を問はずやるものでないと云う考方であり、私財を投げて公共のためにすることなど尚更いやという考え方である。こうした心持の人々が當時忠右衛門翁の訴訟手段に訴えても、自村の正當な權益を主張しようと云う態度に同調し得なかつたものと思はれるのである。この漁場境界線が忠右衛門翁の思惑通りにゆかず、訴訟にまけたからと云つて、何にも忠右衛門翁が生命をすてねばならないと云う程の事はないと思われる。若干村の面目とゆうこともあるであろうか、然し裁判には勝敗のあることは當然である。例え運拙くして敗北したからといってやむを得ないことであり、またく時機を見て何とかなる時がないとは限らないのである。

高野忠右衛門翁の自決の動機の一つは勿論松永某が売信行爲による裏切にある。自分が信じて重任を託した人間が、金銭利慾に目がくらんで自分を裏切つた。その裏切り工作をした世間への死の抗議と、私利私慾に日もこれ足りず、自村の權益の伸張などは馬耳東風にいる我利我利亡者への死の抗議、一死愛郷この強烈な真似のできない激しい行動から、吾々は何を孝び取るべきであるか言うまでもなく、第一に信義の重んずべ

きことである。信は五倫五常の一徳目として古来尊重されてきたところで、社會はこの信義を目標として成
立している。人にして信なければ車の輪をはづしたようなことで、社交もない明友の交もない犬畜生の社会
であり、東洋君子の国では信義なき人は人の風上におけないこととされている。忠右衛門翁の自決がこの背
信不義の徒をして氣死せしめ、松永某をして犬畜生にも劣った人間たらしめた上、仲介者天田の某や浜の瀬
の木村理三郎氏等の行爲までも批判せしめずにはおかしいことになり、ここに所謂社會道義の確立・道
徳の実践の大切なことを永遠に教訓してやまないのである。人をだました場合どう云う結果を見るか、そ
の激烈にして稀有なる一例をここに見る。その松永某・天田の某・木村理三郎氏のことは、ここにこれ以上
書きにくいから省略して、たゞ世間の批判に任せるが、実情を御調査になればなる程とうなずかれると了解
されるであらう。第二に正當な權益の主張にぐづつくことはないということである。更にここに忠右衛門の
行動について尚二つの疑点を釈明しておく必要がある。

一は忠右衛門翁の自殺行爲で、これはキリスト教の立場から云えば是認され難いことであり、佛教の面から
云つても同一結論になるかと思う。東洋道德特に日本の武士道の立場から云へば、或場合死を以て自己の意
思を表明すると云う事は、決して感情的な自恣わがまゝから來た結果ではなく、最も敢闘的な効果的なし
かな立派な表現という事になる次第であり、是認さるべきであらうと思はれる。

二は此の場合忠右衛門翁が、ならぬ堪忍するが堪忍で、隱忍持久して時を待つべきでなかったかと云う点で
あり、そうした含[？]靜な批判も存在しようし、また恩讐をすてゝ遁世出家すると云うような行き方も考えられ
なくはない。老の一徹は甚だ無分別な行き方とゆう見方もできようなれども、そこは人々の持つて生まれた
性分で、意思力の強烈な忠右衛門翁としては自己の性格の命ずるまゝの飯結をとったまでで、格別批判され
るべき余地は存しないと思はれる。單に腹立の余自殺したと云うことではない。私は忠右衛門翁はいたづら
に感情の奴隸になつたのではないと云うことを、くりかえし強調しておきたいのである。

忠右衛門翁の生家父祖

道徳教育の重んずべきことを一死をもって教訓した高野忠右衛門翁は、高野源右衛門氏の二男として天保三年九月三日我が塩屋村にうまれた。昭和廿三年からかぞえて百十六年前である。

○

高野家は数十代続いた旧家であるとの云い伝えがあるが、宝永・安政兩度の大津浪のために詳細判別しないが、全家の沿革を語る言伝えが二つの伝説となつて存在する。

一は建久年間（昭和廿三年よりかぞえて七百五十一年程前）に、後鳥羽上皇が熊野御幸のために日高川北岸まで南下せられた時に、日高川が未曾有の増水で渡河に難澁せられた。時に高野家の先祖の某が円満寺の先祖某と（岡本左近之進）と協力し、網船を使用して上皇を無事渡河させ申した。その功によつて上皇から記念として二つに破れた五本骨の扇を拝領したことが伝えられている。この伝説に従えば高野家は七、八百年の旧家と云うことになる。

二は其れよりも二、三百年おくられている。応仁の大乱後に士分であつた當時の高野家の先祖が、京都から熊野をさして落ちのびんとして塩屋浦まで来た時に、たま／＼同伴の長子が病没したので、遂に熊野落ちを思いとゞまり當村に永住するに至つたと云う。応仁の乱といえれば今から四百八十一年前である。後説によつても相當ふるい話であり、相當つゞいて来た旧家であることが知られる。

○

忠右衛門翁の父源右衛門氏はもと江戸通の船頭をしておつた。江戸通の船は大抵三千石積位の船で乗組員氏は廿七、八人。江戸通の船乗は當時船乗としては一人前の腕である。大抵兵庫あたりで米酒を積んで江戸へ運送するのである。源右衛門氏の乗組船がある時遠州灘で遭難して、漂流廿一日目に八丈島に漂着したところ、島民の海賊行爲によつて裸にされた。それでも生命は助かり乗組全員着のみのまゝ江戸へ飯をすることを得、乞食同然の哀れな旅をつゞけて飯村、ふつとり船乗稼業をやめて王子川の橋詰に材木屋を開業して一生を終つた。

年 月 日 歿 享年 才

忠右衛門翁の生立

「枳檀は二葉より香し」と云う諺のとうり、忠右衛門翁は生れながらにして容貌魁偉であり、幼時から衆童に比して異彩を放っていた。十三歳のころ、紀州藩の上席家老で田辺藩五万三千石の領主の安藤飛騨守帶刀が、若山から田辺え坂城の途、その乗物が王子神社鳥居前にさしかゝった際、忠右衛門翁まだ十三歳の頑童、何知らずその籠脇を横切った。行列横断は大罪で不礼打にあつても仕方のない掟、警護の武士が忠右衛門をとりおさえて殿様の前にひきすえた。大抵の者なら此の場合に咆驚仰天して顔色など土色になる処であるのに、忠右衛門翁は泰然自若として平素と少しもかわらない態度でをつた。その様子を籠の中からじつと眺めた安藤侯が何も仰言らずにそのまゝ田辺へ坂城せられた。その後幾日かたつて安藤氏から高野氏へ使者が見えたので、さては先日の御咎かと父源右衛門氏をはじめ家内一同大いにおどろいてなすところを知らなかった。使いの趣は先日の咎めではなく、かえつて忠右衛門氏の材器を見込んで武士に仕立てたいから田辺えよこさせよと云う上旨であつた。高野家では名譽のことと思つたが、何分士分をすてた次第を申し上げてお断り申し上げたという。

かくて忠右衛門翁が長ずるに及んで、身長六尺三寸四分、体重廿八貫と云う魁偉な大丈夫となり、膂力衆人にすぐれ、十二文の足袋をはいた。八十貫位の荷をかつぐとは易々たるものであり、塩屋和歌山間を一日にして徒歩往復したという。また祭礼の節には五反幟二本を一手に樂々とおこして衆人の喝采を博したとも云う。かゝる次第で意思力強く気性豪邁闊達、つねに一旦決すれば千万人と雖も我行かん氣概を藏していた。

忠右衛門翁魚問屋をはじめ

忠右衛門翁は父源右衛門氏の業をついで材木商をやつてをつたのであるが、忠右衛門翁の人となりを見込んで網元からの再三の勧誘を、もつて生まれた任侠の気分がついに材木商を廃業して、ここに魚問屋にならしめた。実に明治八年のことであり、忠右衛門翁の漁業權問題へのつながりも此処にはじまるのである。

塩屋の網元某等が忠右衛門翁に魚問屋をやることを頼み進めて、断るのを聞かずに再三・再四勧請し、忠右

衛門翁もまた父の祖業をすてゝ断然魚商をはじめむる氣になったのには然るべき事由があつた。それは忠右衛門翁がやらない限り網の経営が困難するといふ次第があつたのである。當時地曳網を經營していた某氏が權四郎といふ番頭をおいて、これに水揚げした生魚の賣掛け代金の取立をやらしていたが、相手が棒手振の魚屋、雨天の際は必ず値切られて始末におえず、代金の回収も中々容易でない。權四郎と云う男も中々しつかりものであつたが、或時暇を願ひ出ている。「如何程月給を戴いても、もう今日限りこの仕事はつとまらないからやめさして貰う。」と。藪から棒の話だが決意が固い。なにがそうさせたかよく／＼訳を聞くと、浜の瀬の或魚屋へ掛金を取立てにゆくと、表の魚籠の修繕をしていた男がどうしたはずみかひどく立腹して、出刃包丁をもつて權四郎に立向かつて来たので、這々の態で逃げ返つて来たといふ始末で、網元もこの魚屋相手の商売にはほと／＼手を焼いてどうにも仕様がなかつた。ここに忠右衛門翁ならばこの困難を克服して、網元も營業の立ゆく経営ができれば、網元經營のうまくゆくや否やは浦の漁民の死活問題である。忠右衛門翁の任侠心がついに魚問屋を承認、問屋口錢百分の七・期間は孫の末代までと云うことになつたのである。忠右衛門翁が魚問屋となつてからは、他村の魚屋連も自然に風儀を改めて、掛売金の回収も順調に運ぶようになったのである。後忠右衛門翁は塩屋浦漁業組合長として斯界に盡力すること、実に前後四十余年に及んでおり数々の業績を残しているが、中につき塩屋浦漁業問題な翁が名目通り生命をかけた事案であり、翁なき現代もまた将来も、塩屋浦のつゞく限り・その漁法の革命なき限り、重要性の失はない問題であることは、我々一同の注意すべきことである。

塩屋浦漁場問題

明治廿六年漁業法が發布されて、各漁村の漁場が制定されることになつた。この制定は從來公定してなかつた漁場を公定する訳であるので相當の重要性があつた。忠右衛門翁は塩屋浦漁業組合長として、塩屋浦漁民の福利増進はこの時にありとして、利害關係深き浜の瀬等に対し、塩屋浦漁場の区域は日高川北海見通しの線をもつてすべしとの趣旨を主張したるに對し、浜の瀬側は承認せず協定不成立、即ち争となつたのである。この時に忠右衛門翁には右の主張の是認さるべき自信があつた。沿革的の事情が塩屋浦に有利になつてをる。

もともと日高川の流れが漸次に南蝕している。以前はもっと北側を流れていた。したがってその川口ももっと北寄りに開けてゐた。よつて川口以南が塩屋領とすれば、従前通りならば北寄りにまで塩屋領が延びていなければならないという訳である。たまたまこの主張を裏書きする事件の判決が文久六年にある。事はコレラ病患者死亡者の処置についてであつたが、當年日高川口繫留の船中よりコレラ病患の死亡者が出た。その処置につき領分争がおこり、島村代官所の裁判の結果右場所が塩屋浦領と判定され、塩屋浦で処置した事例がある。この裁判書を唯一の証拠として今漁業場の領域の裁定を受けようというのである。この動しがたい生きた事実によつて立証せられた時、浜の瀬側には何の反証もないから裁判の結果はあらかじめ分つてゐる。ここに浜の瀬側代表木村理三郎氏等に苦肉の策が考えられた。

當時塩屋浦の実権を握つていたのは忠右衛門翁であつたが、忠右衛門翁は法律に明るくない、この場合法律に明るい人を表面に立てたならば鬼に金棒というもの。たゞ／＼當時高野山の僧籍にあつて、後還俗し警察官となつて塩屋村巡查となり、後塩屋村々長となつていた香川県人松永公一氏を表面に立て、事を進むる事にし、忠右衛門翁はこの松永氏に文久六年の代官所の判決文など重要書類を手交して、敢闘主張貫徹の努力を依頼した。これが間違ひのもつて、浜の瀬側の苦肉の策はついに松永氏と無二の親友である天田の某（七村氏）を通じて松永氏に及んだ。松永氏も良心に従ひ初めは決して妥協に應じなかったが、當時松永氏は東牟婁方面で樟腦製造事業に手を出し相當負債もあつたので、ついに利慾に目がくらみ金參百円也の金によつて買収され、忠右衛門翁及び塩屋浦を裏切り、醜名を千載のもとにさらすに至つたのである。裏切者となつた松永公一氏は早速高野家に忠右衛門翁を訪ね、まことしなやかな口吻で

高野さん、私全くあなたに対し合はす顔のない失敗を演じました。即ち昨夜保田屋旅館で町村長會があり、一杯のんで人力車で戻る途中、あなたから預つていた大切なあの判決文や現金廿円を入れた風呂敷包をおとしてしまいました。金は僅かですが、あの判決文こそ今度の漁場権判定にもっとも有力な証拠となつてゐる時、これを紛失して何とも申しわけありません。

松永氏の言葉をだまつきいていた忠右衛門翁は「ウーム」とうなり、「高野の運命もきわまつた。コラ松永お前の云うことは唯だまつきいて聞いてやるがよく覚えておけよ。」と答えて手を拱いて考え込んだ忠右衛門翁であつたが、今さら引くには引かれぬ羽目の漁業場権争を続けたものの、肝心唯一の証拠文書の紛失はついに忠右衛門翁の意圖を実現せしむるに至らず、千百の努力も及ばず、おわりに塩屋浦の主張が敗訴

する処となった。誰援助すると云うではなく、自己の田畑を処分した資（私）材を投じて争った名譽をかけた漁場問題も、ついに自村の敗北に皈したその主因が、唯一肝心の証拠書類の紛失という無責任な松山公一の行爲による訳だが、過失とすれば咎めようもない。忠右衛門翁は憤懣の情を如何ともし難い日々を送っていたことと想像に難くない。

悪事千里を奔り・天知り・地知り・人が知る。松山公一氏が金参百円の金に目がくれ、敵方の売収に応じて自ら村長をしてをる塩屋村の人々をあざむき、漁業組合の不利益をはかったものであるということが日ならずして判明した。この時忠右衛門翁の憤激は極度に達し、怒髪天をついたのである。松永公一は良心の呵責にたえかねて、早速塩屋村長を辞し御坊町松原通岩国屋西隣（岡西履物店の家）に寓居履物商を営み、日を経て自己の行爲に関する悔恨にせめられて、悲嘆のドン底に彷徨していた。

人をはぶかるは人を倒すの安きにしかず、忠右衛門は決心した。他の信を裏切った人間をたゞき切って自分も自決することである。道義を正しくするの道この外にはない。一日ピストルを携え短刀をのんで松永氏方に至った忠右衛門翁は、折から居合した松永氏を見るや、まづ拳固をもって松永氏をはりと飛ばした。松永氏は一言もなく土間にたゞき伏せられたが、自己の行爲に恥じて手向いする考はなく、忠右衛門翁のなすがまゝに任せた。この時松永氏の娘二人、まだいたいけない十三才と十二才の女童が、忠右衛門翁に取すがつて哀訴糾号して父の助命を乞うた。鬼をもひしぐ翁も憎さも憎き松永氏、そつ首を叮き斬って自分も自決する考えで乗り込んで来た忠右衛門翁であつたが、子供に何の罪があるう、任侠の常として涙もろい。測隱の情に堪えない。すべてを子供に免じて一切をあきらめて皈った忠右衛門翁であつた。

忠右衛門翁の最後

すべては経過した。たゞおさまらないのは忠右衛門翁の胸中である。如何ともし難い感情おさまらない。感情それこれ日頃の鬱憤をはらす周囲一切に無限の警告を與え覺惶を促す道。一堂は男らしく自裁してはつることである。忠右衛門翁にしてはじめてなし得る処である。明治四十年一月廿四日（亡父源右衛門の命日）夕方までに北塩屋二百戸、一戸必ず一人づつ円満寺え集合せられたい旨を布令して、後妻女に対し今夜ひよっ

としたら大勢村の人が来るかも知れないから、菑蕪の煮べ百人分をつくっておけと命じて、家を出て夕刻飯宅、妻女が命令通り造った菑蕪の煮べを味見の後、一個の柳行李を抱えて円満寺え向かった。その時家を出るやふりむいて自家の棟瓦などをしげくと眺めて立ち去り、さらに親戚にあたる山田新五郎氏宅に至り、嗣子庄藏氏外二名の女の子の事などを話し、万事それとなく依頼し立去ったので、山田氏も不審に思ったという。

円満寺には既に大半の区民が集合して、忠右衛門翁の出席を待っていた。忠右衛門翁は小憩の後、かねて用意の演壇に立ち、持参の柳行李より種々書類を取出し、衆に示して後北塩屋の情勢・一区民の横暴・漁業権問題の経緯・松永公一の裏切等言々血を吐く熱辯をふるい、最後に私亡き後と雖も村の衆は協力一致、村のため働いて貰い度いと云い終るか終らない瞬間、所持の短刀をもって割腹し、さらにピストルを持って咽喉をうちぬき、ここに豪快七十五歳の生涯をとじ、居並ぶ村民に一生も・二生も忘れる事のできない強烈な印象をのこしたのである。

この悲壯な最後に対し、村民一同全く脳天をガンと叮かれた程の強いショックを受け、今更のように忠右衛門翁の烈々たる愛郷心に慟哭しない者はなかった。當時としては珍しい区民葬というべく区民惣出で見送ると云う次第で、故老向山菊松氏の思出によれば、この葬式で円満寺から出棺の時・棺葬場着の時・嗣子庄藏氏焼香の時と三度、各一発の花火を打上げたという。

忠右衛門翁の自決はもとより覺悟の自殺で、精神に釐毛錯乱の筋があつたわけではない。家事の事なども悉く遺書に認めて、後事の憂をなくして後やったことである。遺書の中に二首の辞世の歌が書き記されていた。歌の文字用法が口語と文法語とチャンポンであるが、その意は村のことを思う情を切々とうたつてをって、人の胸をうつものがある。

身はここに露ときえても行末の 心にかゝる袖の村雨

夜嵐の花とちる身はいとはねど 心にかゝる村雨の空

後年区民有志相謀り円満寺境内に、翁の頌徳碑を建立し翁の辞世を刻して、翁の遺徳を伝えている。因みに昭和廿三年七月廿五日午後一時、塩屋公民館主催で翁の頌徳法要を盛大に営み、翁の愛郷心を偲んだ。

忠右衛門翁余薫

忠右衛門翁の最後が公衆の面前で、腹かき切って自殺を遂げたと云う、全く劇的なものであるため、人々は其の点に氣をとられ印象づけられて、その眞劔な態度にうたるゝが、翁の一生涯は忠実な村民として終始しており、決して奇矯なる言動のあつた畸人ではなかった。明治の初年から村會議員として村政に盡すこと十有八年余、また宮・寺の世話人としても公共の事については、何につけても盡力した所が多々ある。うち二三の事例を摘出抄記すれば左の如し。

北塩屋から大濱に行くに元橋架がなく、そのため漁民の不便が甚しかった。よつて架橋の事をその筋に嘆願すること数度に及んだが、船舶業者の反対もあつて、容易に目的を達せずであつたが、忠右衛門翁の熱心な運動ついによく、架橋の事が成功したのであつた。

明治十七年のことであつた。大饑饉があり至る所に餓死者を見るの惨状であつた。義心人にすぐれた翁はこの惨状を生視するにしのびず、私財をなげうって粥・味噌汁などを炊出して難民を救恤したという。安政元年九月の大津浪の時には北塩屋にも相當の被害被害があり、山田長太郎氏方北方で家百三十戸程流れ、六六人死人ありたりと當時の記録にある。この惨状を目撃しておる忠右衛門翁は、避難道路の完成を痛感し機会ある毎に区民によびかけて万一の場合を警戒したが、生前ついにその実現を見なかった。嗣子庄藏氏翁の廿三回忌の時、村民の協力を得てこの道路を完成し、翁の遺志をみたした。至孝のこと、今俗に云う葬式道というものの之である。

明治廿四年の頃たま／＼日高川口が閉塞したことがあつた。明治廿二年水害の直後のこととて、郡内各町村各一戸一人の夫が川口に集まり川口堀切をはじめた処が、その場所が塩屋浦漁場を中断することになるので、これを見知った忠右衛門翁は身を挺して交渉し、ついに堀鑿をやめしめた。その後間もなく適當な処に川口が出来たことであつた。

現代貯木場となつてゐる所のコンクリート堤の辺を、以前千本杭と云う多数の松杭をうちこみ、其の間に石をおいていた。日高川の川口が不適當に南方にでき、川流が南流して塩屋浦漁場に害を及ぼすのを防止するためである。この千本杭の創始者は忠右衛門翁であり、翁はこの千本杭の保護者でもあつた。千本杭を抜き

とる者のあつた時は補足してこれを守つた。この千本杭によつて川口の位置も不適當に移動せず、漁業上にも・船舶業者にも利便を與えた。

明治初年の頃は塩屋村の祭礼は、南北塩屋・天田・森岡・猪野々・南谷・明神川七ヶ字合併の大祭礼であつたが、祭につきものの喧嘩がはげしいために、遂に其の筋から余興中止の指令を受くるのやむを得ざるの仕宣となつた。余興取止めの祭礼のさみしさというものはお話にならない。依つて余興の許可方につき若衆達は鳩首協議の結果、忠右衛門翁を煩すことになつた。忠右衛門翁は持前の俠骨を発揮し、祭事の全責任を忠右衛門翁に皈し、如何なる場合にも忠右衛門翁の命令に服することを約束して、余興取止めを取消しの許可を得て、祭礼を舉行して十三年間事なきを得たという。其の間酩酊して喧嘩口論する者があつても、忠右衛門翁の鶴の一声でおさまつて、愚圖ついでにおさまらないものは王子川へほうりこんでおさめたと云う。衆望の皈する処斯くの如くであつた。

昭和廿三年十二月十五日

昭和廿三年六月廿日

清水 写了

あとがき

記事の内容については地元塩屋地区の古老、また著者・編者については私より年上の人なら直接御存じの人もいると思う。原本の書かれた年月も、書写の年月も新しく、内容も事実であろうが相手の実名が出ており、今更またと云う感じがしないでもない。ただ表紙に塩屋村公民館とあるので、記事の中に昭和廿三年七月廿五日塩屋村公民館主催で翁の頌徳法要を営んだとあるので、記念にこの「略伝」を刊行し翁の頌徳を忍んだのではと云う気がする。

念のため御坊市立図書館で調べると「高野忠右衛門」関係文献はなかったが、高野家の菩提寺円満寺に今回の原本と同じ書写本のコピーが保存されていた。

昭和五十六（一九八一）年刊行『御坊市史』第二卷（通史編Ⅱ）二一二頁にこの問題を六行に涉って掲載しているが、「裏切ったという噂が流れ」としている。『美浜町史』下巻平成三年^{（一九九一）}発行には浜ノ瀬浦対塩屋浦漁場係争ノ件史料を添付し、最後に忠右衛門を詳細に紹介している。

五年程前ならこういう事に詳しい長老が多かったのに、最近は誰に聞けばよいのか、聞く人が少なくなってきた。

パソコンに入力しながら、内容がどうもどこかで読んだことがあるような気がすると思ったら、記事の後半に一寸ふれている頌徳碑が、父の著書『日高路の碑巡礼』で御坊市の巻頭、すなわち第一ページに「高野忠右衛門翁記念碑」として紹介していることを思い出した。

また一部にを・え・わ等を使っているのは、井上豊太郎氏の文章の特徴で、同氏により補正されている事が判る。

平成十九（二〇〇七）年六月二十六日

清水 章博